

住民基本台帳ネットワークに係る行政事務の効率化と
行政サービスの向上についての自治体アンケート
結 果 報 告 書 (案)

平 成 18 年 5 月

長 野 県 本 人 確 認 情 報 保 護 審 議 会

．はじめに

住基ネットは平成11年8月に住民基本台帳法の改正として法案が成立し、3年後の平成14年8月に第一次稼働（住民票への住民票コードの記載、本人確認情報の都道府県を經由しての地方自治情報センターへの送信、国の行政機関等での本人確認情報の利用など）を開始し、翌平成15年8月に第二次稼働（自治体相互間での本人確認情報の利用、住基カードの発行・利用など）を開始した。

第一次稼働開始前後頃に住基ネットは社会的に関心の的となり、さまざまな問題を指摘された。全国各地で住民が地元の自治体庁舎に住民票コードを知らせる通知を返しに来るという、従来の自治体と住民の間では起こったことのない事態さえ起こった。

しかし、福島県矢祭町や東京都杉並区（現在、国と訴訟中）、同中野区（その後、稼働開始）、同国分寺市（同）、横浜市（本年7月から全員参加に踏み切る予定。）などごく一部の自治体を除いて、市町村は、平成14年8月に住基ネットの稼働を開始した（東京都国立市は同年12月に稼働を停止した。）。市町村の立場からすると、法案が成立し、施行日に至った以上、法律の執行機関として対応せざるを得ないということであろう。また、その時点では住基ネットがどのように展開して行くものなのか全くわからなかったこともあり、市町村は、住基ネットがいくらかでもよい方向（費用対効果のバランス）に展開してくればよいと期待しつつ、不安を抱きながら、住基ネットの稼働に従事してきた。

以来、約3年半が経過し、市町村にとって住民にとって住基ネットがどのようなものであるかということ、市町村は動かしがたい現実として受け止めるに至っている。第一次稼働開始当初は建前的な議論になりがちであったが、今年2月に実施した県内の4市町村の聴き取り調査によれば、住民基本台帳人口の差や住基ネットへの取組みの差はあっても、いずれの自治体も具体的実質的な問題意識を持つようになっていた。

聴き取り調査の成果（平成18年2月23日配付の資料1）からすると、現時点において市町村に対して住基ネットに関する質問をするならば、これまで以上に市町村から率直な回答が得られるだろうということが予測できた。

市町村の率直な意見を聞くことにより、市町村からみた住基ネットの現状を把握し、本審議会の検討資料に資するとともに、市町村相互で、また県民が住基ネットの現状を知りきっかけとしたいと考え、本調査を実施することにした。

．実施経過

平成18年3月上旬、本審議会において本アンケート調査項目を作成した。

同月9日、本審議会から県内の83全市町村に対して、回答期限を同月16日として、本アンケート調査への協力を依頼した。

期限までに回答した自治体は81だった。2自治体が未回答だったが、その後、うち1自治体からは回答が得られた。残る1自治体は3月31日に他の自治体と合併したため、当初の調査期間を基準にすると未回答自治体が1つあることになるが、現時点（5月1日現在）では全自治体から回答があったのと同じ状況になっている。

集計作業は県市町村課で行なった。

自治体名の公表については、市町村は住民から問われれば、行政の説明責任として当然答えなければならない内容ばかりであるから、本審議会としては全市町村名の公表を目指すこととし、県市町村課を通じて、全市町村から公表についての了解を得た。

．アンケート結果とその分析

1．行政事務の効率化について

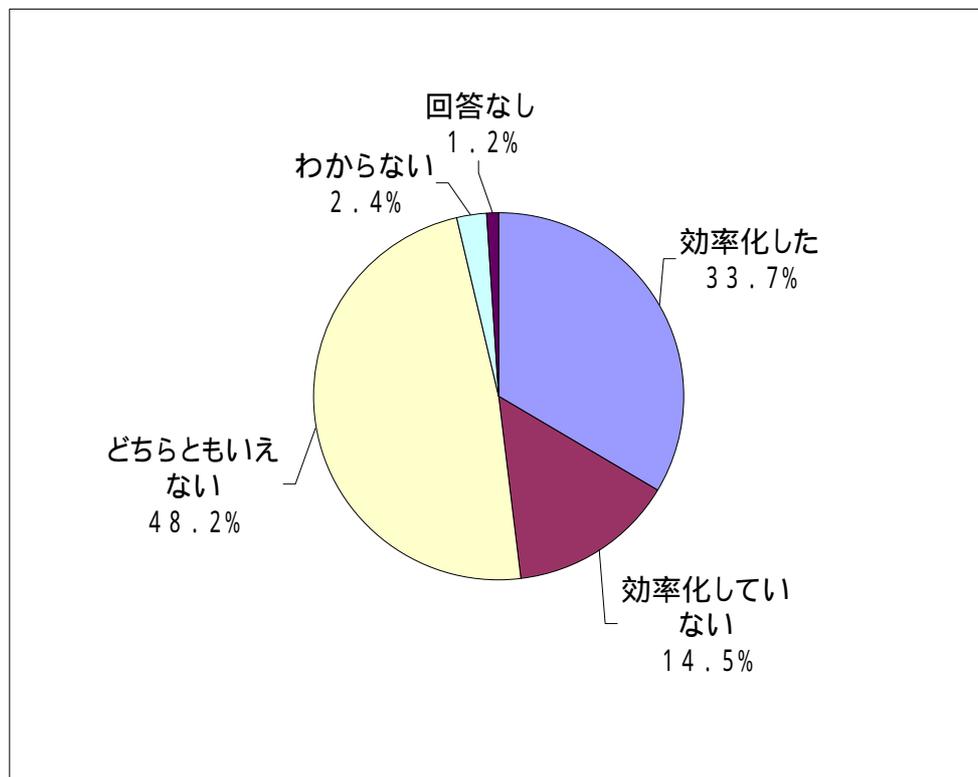
【質問の解説】

住基ネットの設置目的のひとつとされている「行政事務の効率化」については、国、都道府県、市区町村の各自及び各機関を連携した事務の効率化が、住基ネットのメリットとして挙げられている。

自治体の事務においては、「転入通知情報を住基ネットを通じて送信できるようになる」「住民票の写しの交付枚数が減る」などを理由に、自治体窓口業務の効率化が図られ福祉等他の行政分野に職員を配置することが可能となるとされてきた。そこで、稼働後3年半を経過した現在、住基ネットによる行政事務の効率化がどこまでどのように実現できているのかを、住基ネットの実際の管理運用主体である自治体担当者にその実感をしているかを問うことにした。

(質問1) 行政事務の効率化に対する評価〔住基ネットの設置目的のひとつに、自治体事務の効率化が挙げられていますが、貴自治体では、住基ネットによって「行政事務が効率化した」と評価していますか。あてはまるものの番号を記入してください。〕

【回答の内容】



(市町村別の回答内訳)

	効率化した	効率化して いない	どちらとも いえない	わからない	回答なし
市	9	1	9	0	0
町	9	5	11	0	1
村	10	6	20	2	0
計	28	12	40	2	1

【内容の分析】

「効率化した」と答えた自治体は28(33.7%)であり、一方で「効率化していない」とはっきり評価した自治体は12(14.5%)あった。その他、「どちらともいえない」と答えた自治体が40(48.2%)、「わからない」と答えた自治体が2(2.4%)であった。

同一の行政事務に同一の制度(住基ネット)を採用したことによる効率化を問うているのであるから、本来であれば、全市町村の回答がほぼ同一になるか、一定の基準(人口規模など)による分類が可能な回答状況になるかの、いずれかになるものと考えられるが、本問の回答はそのようになっていない。これは、「効率化した」か否かをどのようにみるかによる違いだと考えられる。すなわち、「効率化した」という評価は、従来に比してわずかでも効率化した場合にできるだけなく、相当程度の効率化が実感できなければ出さないということもある。本問の回答者がいずれで回答したかは不明である。ただ、後の質問3.(費用対効果)において、「適正なバランス状態にある」と回答した自治体が2つしかないことからすると、「住基ネットの稼働によって効率化した行政事務もある」という趣旨のものと理解するかぎりであれば誤りはないであろう。

「効率化した」と答えた自治体の内訳では、市では9(47.4%)であるのに対し、町では9(34.6%)、村では10(26.3%)であり、市に比べると町村のほうが評価する自治体数は少ない。これは、自治体の住民基本台帳人口規模が小さくなるほど行政事務の効率化に対するメリットが得づらく実感しにくくなる傾向にあることが反映しているものと思われる。

住基ネットが市町村の自治事務として運用されている関係からすれば、「効率化した」という評価をしない市町村が54(65.1%)もあること自体、極めて問題である。

(質問2) 効率化した事務の内容 [(1)で と答えた自治体にお聞きします。効率化した行政事務とは、具体的にはどのような事務ですか。あてはまるものの番号を記入してください。 複数回答可]

【回答の内容】

自治体の事務	27 (32.5%)
国の事務	6 (7.2%)
県的事务	1 (1.2%)
その他の事務	1 (1.2%)

【内容の分析】

効率化したと答えた28自治体のうち、自治体の事務を挙げる自治体が27であった。具体的な事務として記載された内容の全てが、転入通知事務(住基ネットにより転入通知情報を送信する)の効率化によるものであった。町村に比べ市の回答率が高いことから、転入通知事務の処理量が多いほどメリットと認識しやすいと考えられる。

唯一自治体の事務を挙げなかった小諸市は、効率化した事務として国と県の事務を挙げた上で「市の事務については、新しく行う事務も増加し、効率化したと思われる部分もあるが、全体として考えるとどちらともいえない。」と書いている。

自治体の事務以外では、国の事務が6、県的事务が1、その他が1であった。具体的な事務として、行政機関に対する本人確認情報の提供などにより年金の現況証明が不要になったことなどが挙げられていたものの、評価する回答は少数であった。

自治体においては、国や県等の事務の効率化を実感する機会が少ないためか、あるいは行政機関等への給付や資格申請は件数自体が少なく住民票が省略される程度では「利便性の向上といえるほどのものではない」という認識からではないかと思われる。

(質問3) 効率化していないとする理由 [(1)で 、 、 と答えた自治体にお聞きします。そのように考えるのは、どのような理由からですか。]

【回答の内容】 . . . 別紙集計表を参照

【内容の分析】

「 効率化していない」と答えた理由としては、「カードの普及率が当市ではまだ低いということもありますが、カード申請から作成、発行の手に間に時間がかかり、事務量はかえって増えています。」(駒ヶ根市)「住基ネットに関わる作業、事務が増え、転入時の修正等も自治情報センター等の対応も必要となり負担。」(小海町)、「一部便利になったことと比較しても、住基ネットのセキュリティ向上や経費負担など各自治体や担当者の負担が大きすぎる」(野沢温泉村)「転入通知が省略できたくらいで、住基ネットのセキュリティ対応や様々な事務処理が増えた」(山形村)など一部の事務の効率化に対して事務量の増加が上回るとの意見が主なものであった。

また、「機器や情報面のセキュリティ強化作業増及び精神面の苦痛増」(立科町)のように担当職員の精神面の苦痛を負担と答える自治体もあった。

「 どちらともいえない」と答えた理由としては、「転入通知等、電文で来るものについては従来のものと比べて事務の効率化が図れるが、機器自体の管理に手間がかかるためどちらともいえない」(千曲市)といった意見が主なものであったが、「行政事務が効率化したといえるほど利用がされていない」(南牧村)のように利用の少なさを理由とする自治体もあった。

また「転入通知など、効率化が図られた事務もあるが、それ以上に住基ネットの制度や手順を把握することは、担当者にとっては負担となっている」(塩尻市)のように、具体的には負担増としながらも「どちらともいえない」を選択しているケースもあった。

回答を選択する段階で、 、 、 と分かれたが、いずれの場合もほとんどの回答内容は「転入通知事務など一部効率化した面はあるものの、一方で住基ネット機器の保守やセキュリティ対策などの負担が増えた」という理由によるものであった。

2. 行政サービスの向上について

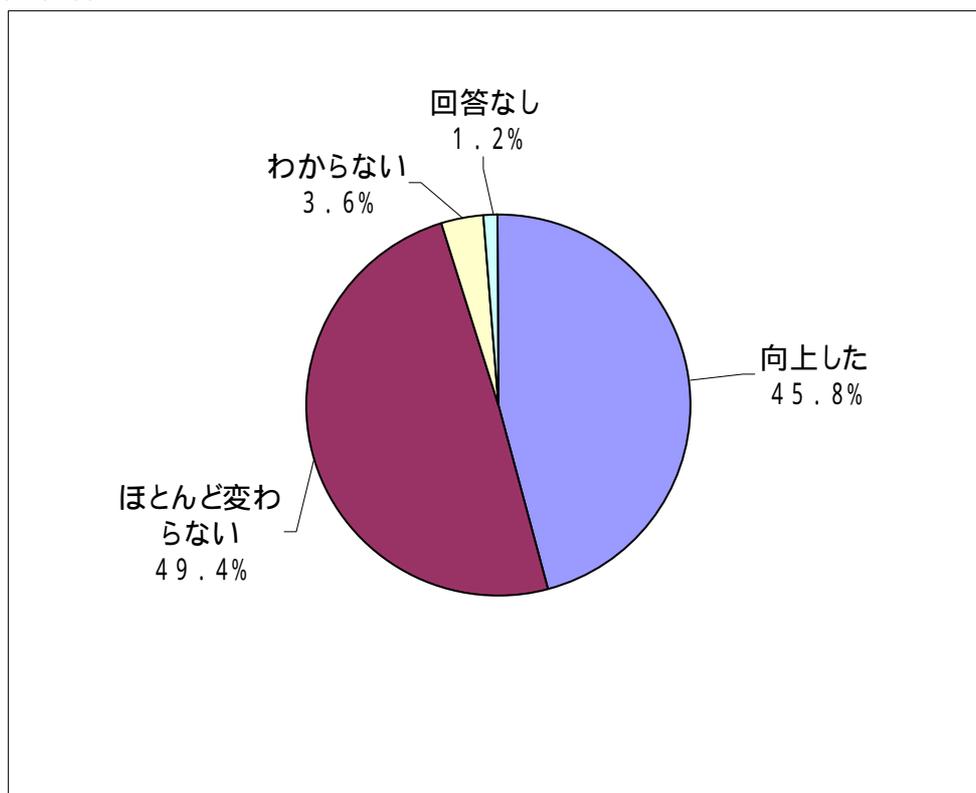
【質問の解説】

住基ネットのもうひとつの設置目的である「行政サービスの向上」については、国、都道府県、市区町村の各自及び各機関を連携による住民負担の軽減とサービスの向上が挙げられている。そのほとんどが自治体窓口において提供する、あるいはされていたサービスに関するものである。

住基ネットは自治事務であることから、実際に自治体窓口において住民と接し直接サービスを提供している自治体担当者がどのような評価をしているかは、住基ネットによる行政サービスの向上について評価をする上で、重要視すべきである。

(質問1) 住民利便性の向上に対する評価 [住基ネットの設置目的のひとつに、行政サービスの向上が挙げられていますが、住基ネットによって、「住民の利便性は向上」しましたか。あてはまるものの番号を記入してください。]

【回答の内容】



(市町村別の回答内訳)

	向上した	ほとんど 変わらない	わからない	回答なし
市	12	7	0	0
町	13	10	2	1
村	13	24	1	0
計	38	41	3	1

【内容の分析】

「向上した」と答えた自治体は38(45.8%)であり、「ほとんど変わらない」と答えた自治体は41(49.4%)、「わからない」と答えた自治体は3(3.6%)であった。

従来なかった行政サービスが住基ネットによって新たに行えるようになったのであるから、本来であれば、ほとんどすべての自治体が「向上した」と回答するべきところである。それが38しかないということ自体が問題である。

「向上した」と答えた自治体の内訳(市町村ごとの構成比)は、市12(63.2%)、町13(50.0%)、村13(34.2%)であったのに対し、「ほとんど変わらない」と答えた自治体の内訳は、市7(36.8%)、町10(38.5%)、村21(55.3%)となり、1(1)行政事務の効率化の回答内容と同様に、自治体の住民基本台帳人口規模が小さくなるほど評価が低くなる結果となった。

(質問2) 向上した行政サービスの内容 [(1)で と答えた自治体にお聞きします。向上した住民の利便性とは、具体的にはどのような行政サービスですか。あてはまるものの番号を記入してください。 複数回答可]

【回答の内容】

住民基本台帳カード	23 (27.7%)
住民票の写しの交付の特例(広域交付)	29 (34.9%)
転出届の特例(付記転出届)	5 (6.0%)
公的個人認証(電子証明)	22 (26.5%)
その他	6 (7.2%)

【内容の分析】

「向上した」答えた自治体の具体的行政サービスとしては、住民基本台帳カードが23、住民票の写しの交付の特例(広域交付)が29、公的個人認証(電子証明)が22の3つのサービスを挙げる一方で、転出届の特例(付記転出届)については5と極めて小数であった。

住民基本台帳カードについては、具体的なサービス内容として、「身分証明書がない高齢者には写真付の住基カードがあれば証明書になるので、利便性は向上した」(千曲市)など、写真付住基カードによる高齢者等に対する身分証明書としての利活用が挙げられていた。公的個人認証(電子証明)については、「電子証明によって、申告手続きがインターネット経由でもできるようになった」(安曇野市)など、国税の電子申告についての利用が、具体的理由として挙げられていた。

「広域交付、公的個人認証の件数とも申請数は決して多いとはいえないかもしれないが、利用されている」「公的個人認証については“登録方法を知りたい”などの問い合わせもあり、利便性を感じている方もいると思われる」(伊那市)、「利用者がいるということ=それらについては確実に住民サービスになっていると思います」(川上村)、「住所地でなくても住民票がとれるようになった(本村では利用者はゼロであるが)」「(清内路村)といった意見を考慮すると、件数はともかくとしても、利用されている事実がある、あるいはそうした機能があるという点を評価した結果であると思われる。

その他では、「上伊那では、住基カードの空き領域に独自サービスを搭載、上伊那郡内の自動交付機なら年中無休で様々な証明書が発行可能になった」(飯島町)として、上伊那広域連合における、ICチップの空き領域を利用した独自サービス(住民票、印鑑証明、戸籍証明、税証明などの自動交付機による交付)が挙げられていた。

(質問3) 向上していないとする理由 [(1)で、 と答えた自治体にお聞きします。そのように考えるのは、どのような理由からですか。]

【回答の内容】 ……別紙集計表を参照

【内容の分析】

「ほとんど変わらない」と答えた理由としては、「住民が便利だと感じていないからカードの交付が伸びていないと推測する」(塩尻市)、「住基ネットを利用する必要とする住民が少ない 住基カード、個人認証も利用範囲が少ない」(飯田市)、「申請者(利用者)が極端に少数であること 住基ネット業務を行政サービスと認めるには相当な無理があると住民窓口において実感する」(喬木村)など、サービスの利用件数が極めて少ないという点が主な理由として挙げられている。

その他には、「プライバシーに対する意識が向上しており、住基カードを作ることに不安や抵抗を感じている住民が多いようであり、制度が浸透するまでには時間がかかりそうである」(青木村)という住基ネットに対するプライバシー保護への不安や、「住基カードの身分証明としての利用もメリットとして挙げられますが、住基カードである必要は特になく、新しく写真付の身分証明を作成すれば代用できる」(小布施町)という住基ネット自体の必要性に対する意見があった。

「わからない」と答えた理由としては、「住基カード、広域交付、付記転出届、電子証明の利用者が現状では少ないため」(坂城町)など、「ほとんど変わらない」の回答と概ね同じ内容であったが、回答の選択段階で分かれたものと思われる。

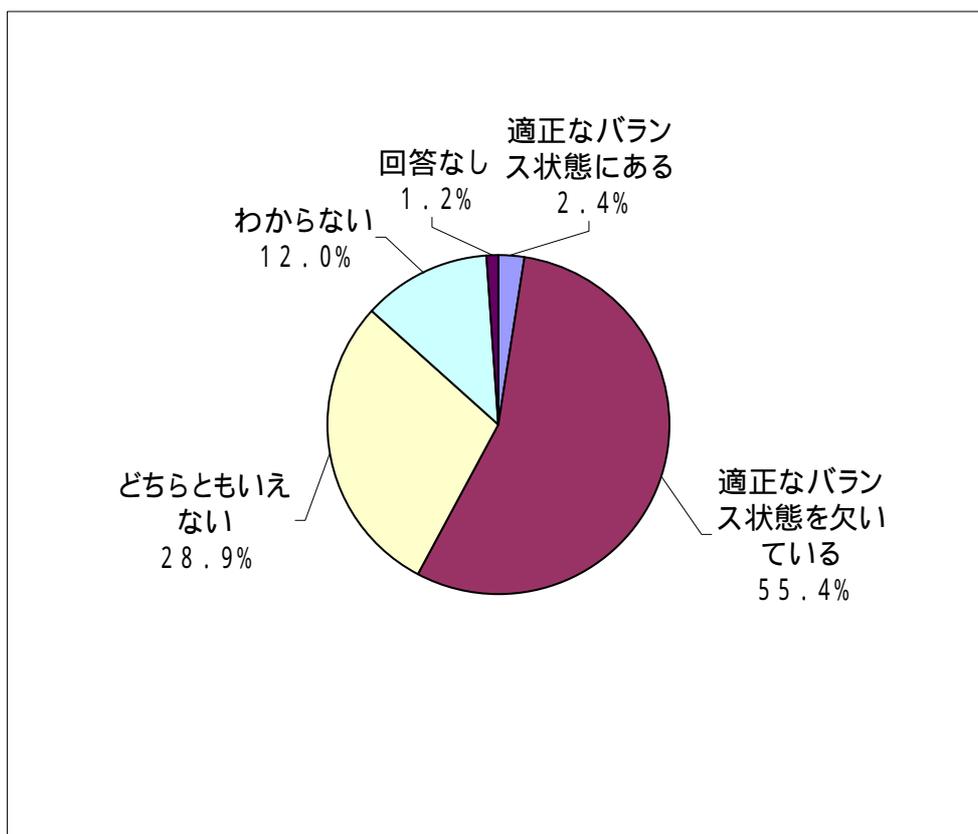
3. 費用対効果と今後の方向性について

【質問の意図】

住基ネットは住民基本台帳法に基づく制度である。住民基本台帳事務は市町村の自治事務であるから、その一環として法的に位置づけられている住基ネットは市町村の自治事務である。したがって、市町村は、地方自治法の財政原則である費用対効果の原則（第2条第24項、地方財政法第4条第1項）に沿うように住基ネットを管理運用しなければならない。本問は、この点に関する市町村の実情ないし実感を確認しようとするものである。

（質問1）適正なバランス状態の有無〔貴自治体では、住基ネットは、費用対効果（地方自治法第2条第14項、地方財政法第4条第1項を参照）という観点から、適正なバランス状態にあるとお考えですか。あてはまるものの番号を記入してください。〕

【回答の内容】



(市町村別の回答内訳)

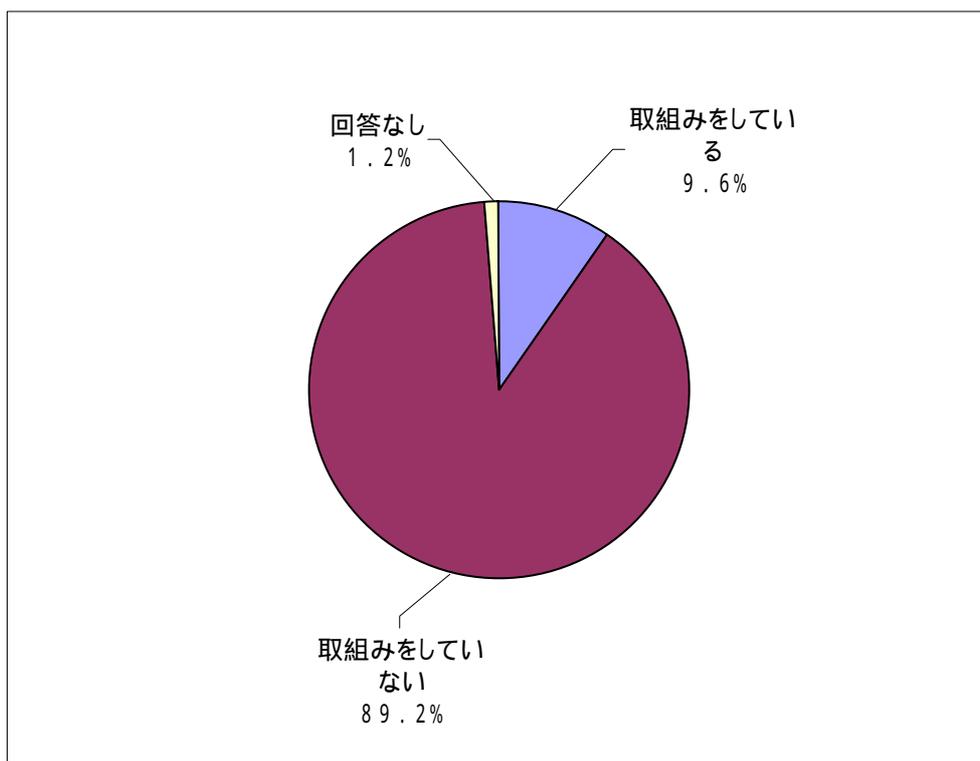
	適正なバランス状態にある	適正なバランス状態を欠いている	どちらともいえない	わからない	回答なし
市	0	8	8	3	0
町	1	14	6	4	1
村	1	24	10	3	0
計	2	46	24	10	1

【回答の分析】

「適正なバランス状態にある」と回答したのは長和町と宮田村の2自治体だけであった。回答の半数を超える46自治体(市=8、町=14、村=24)が「適正なバランス状態を欠いている」と回答している。この点を見るだけでも、個々の自治体の努力不足のために適正なバランス状態にできないという問題ではなく、住基ネットという制度そのものに構造的な問題があるように思われる。「どちらともいえない」「わからない」は合計34自治体にのぼる。「適正なバランス状態を欠いている」と回答した自治体と合わせると実に80自治体が適正なバランス状態にないことを実感しているということである。

(質問2) 効率化を高めるための取組み [貴自治体では、適正なバランス状態を維持するために、あるいは適正なバランス状態にするために、何らかの取組みをしていますか。あてはまるものの番号を記入してください。取組をしている自治体はその内容をお書きください。]

【回答の内容】



(市町村別の回答内訳)

	取組みをしている	取組みをしていない	回答なし
市	4	15	0
町	3	22	1
村	1	37	0
計	8	74	1

【回答の分析】

自治事務としての住基ネットの存在を財政的にみて適正なバランス状態に持ってゆくには、各自治体がそれぞれ創意工夫、努力しなければならない。住基法が、条例さえ制定すれば、市町村は自由に本人確認情報を行政事務処理に利用できる（30条の6）し、自由に住基カードの利用範囲を広げることができる（30条の44第8項）としているのは、そのためである。

ところが、「取組みをしている」と回答したのは8自治体しかなく、74自治体が「取組みをしていない」と回答した。費用対効果の適正なバランスを欠いているという実感を抱いていながら、圧倒的多数の自治体は適正なバランス状態に持ってゆく努力をしていない。

「取組みをしている」と回答した自治体の取組みの内容をみると、「広報による住基カードの紹介」（長野市、佐久市）「窓口チラシを設置。市役所職員の加入促進」（駒ヶ根市）「市民課窓口及び税務課等にチラシを配置」（千曲市）「広報等による制度周知」（青木村、飯島町）「チラシ、パンフレット等の啓発活動」（高森町）というものである。職員の加入促進は職員数に限界があるから、住基カードの普及枚数を増やすことにはあまり役立たない。このような取組み内容であれば、「取組みをしていない」と回答した74自治体でも行っているのではないだろうか。

（1）で、「適正なバランス状態にある」と回答した長和町と宮田村は、（2）では「取組みをしていない」と回答している。住基ネットは人口規模の小さい自治体ほど費用対効果のバランスがむずかしいことが、本審議会の試算によって明らかになっている。何の取組みもしていない町村において住基ネットが「適正なバランス状態にある」とは考えられない。そうだとすると、長野県内において「適正なバランス状態にある」自治体は1つもないということになる。

(質問3) 取組の成否 [(2)において、 と回答した自治体にお聞きします。その取組みは成功しましたか。あてはまるものの番号を記入してください。]

【回答の内容】

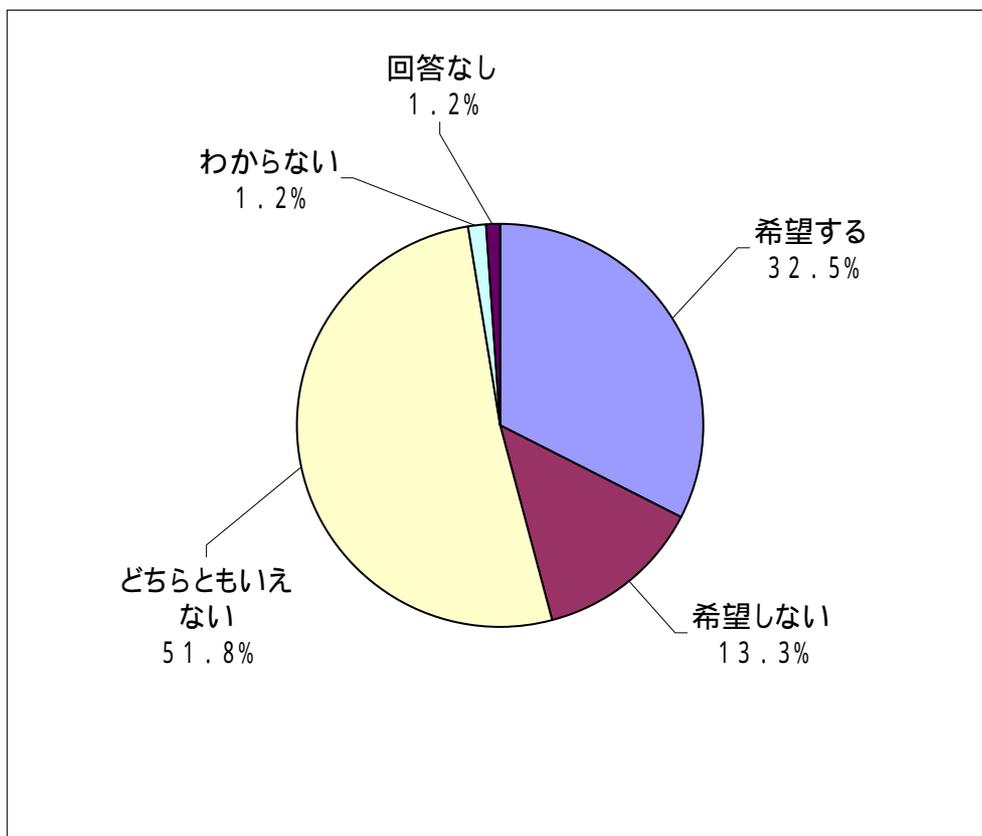
成功した	1 (1 . 2 %)
失敗した	0 (0 . 0 %)
どちらともいえない	5 (6 . 0 %)
わからない	2 (2 . 4 %)

【回答の分析】

前問で、費用対効果の適正なバランスのために取組みをしていると回答した8自治体のうち、「成功した」と回答したのは1自治体、長野市だけであった。「成功した」内容について具体的な回答を求めなかったため、成功の具体的な内容は明らかでないが、長野市は、(1)で「適正なバランス状態を欠いている」と回答しているため、「成功した」とは言っても、「適正なバランス状態」には至っていないということである。

(質問4) 住基ネットの存続への希望 [貴自治体の実情から考えたとき、貴自治体では今後も住基ネット制度が続くことを希望しますか。あてはまるものの番号を記入してください。]

【回答の内容】



(市町村別の回答内訳)

	希望する	希望しない	どちらとも いえない	わからない	回答なし
市	8	0	11	0	0
町	9	3	12	1	1
村	10	8	20	0	0
計	27	11	43	1	1

【回答の分析】

住基ネットの第一次稼働開始から約3年半が経過して、自治事務としての住基ネットに費用対効果のバランスが期待できないことがほぼ明らかになっている。そのような現実を目前にして、自治体が、住基ネットに投下している人的財政的負担をなくしたいと考えるのは自然である。その意味で、住基ネットの存続を「希望しない」と回答した自治体が11あることは驚くべきことではない。11の内訳が市=0、町=3、村=8となっていることは、財政規模が小さく人口が少ない自治体ほど、財政負担が重く、利用価値がないことから、住基ネットの存続を望まないという意向が強くなるのであろう。

他方、存続を「希望する」と回答した自治体が27（市=8、町=9、村=10）あるが、4.の自由記載欄の記述内容からすると、必ずしも、住民基本台帳法上の現行制度としての住基ネットに賛成しているわけではなく、むしろ、異なる法制度を求めているように読めるものが少なくない。

また、「希望する」自治体のうち、費用対効果のバランスを欠いていると回答した自治体が14あり、さらにそのうち、適正なバランスのための取組みをしている自治体は長野市だけであり、他の13自治体は独自の取組みをしていない。自治事務において自己努力をしない自治体が制度の存続を「希望する」というのは、理解しにくい。

長野市の取組み内容は住基カードの普及である。平成18年3月31日現在、876枚（速報値）発行されている。住基人口379,107人（速報値）の0.23%である。住民基本台帳法上、住基カードがないとできない唯一の手段である付記転出届を行なった住民は、平成16年度において0人であった。長野県内の全市町村でも8人に過ぎなかった。付記転出届が利用されない原因は、住民がこの制度を知らないということもあるが、それ以上にこの制度を利用すると却って他の行政サービスを受ける上で不便があるからである。これでは住基ネット、住基カードが住民一般のサービスに寄与しているとは言えない。また、住基カードは日本国籍を有する者にしか交付できないので、市町村が条例によって住基カードによる行政サービスを増やすこと（住基法30条の4第8項）は、同時に、外国籍の住民との関係で行政サービスに制度的な差を積極的に設定することになるが、地域社会の国際化が進む時代に基礎自治体がそのような方向に進んでゆくことは時代に逆行するのではないか。

「どちらともいえない」が43自治体と多い。文字どおり、存続を「希望する」「希望しない」どちらとも受け取れるが、住基ネットが存続しなくても構わないという意味合いを含んでいることは否定できない。その点に着目すると、「希望しない」の11自治体と合わせると、実に83自治体中、54自治体が住基ネットを必要としていないということになる。

「どちらともいえない」と回答した自治体のうち、費用対効果のバランスのために取組みをしていると回答した自治体は5（駒ヶ根市、千曲市、飯島町、青木村、立科町）しかない。しかも、取組み内容は前記のとおり、住基ネットや住基カードに関する広報が主で

あり、費用対効果のバランスが生じることに繋がるようなものではない。

4. 住基ネットに関する意見など（自由記載欄）

（1）はじめに

自由記載欄への記述があったのは28自治体だった。

住基ネットの現状に対する率直な意見として受け止めてよいだろう。これらの意見は今後の住基ネットのあり方に関連すると思われる。そこでこれらの意見を住基ネットの存続を希望するか否かという質問への回答と対比してみると、存続を「希望する」自治体が8/27、「希望しない」自治体が5/11、「どちらともいえない」自治体が14/43、「わからない」自治体が1/1だった。

しかし、そこに記述されている内容は住基ネットの存続を希望するかどうかを問わず、現在の住基ネットの制度ないし運用に深刻な問題があることを訴えている。

（2）住基カードの全国一律有効化

住基ネットの存続を希望する松本市の場合、「今後、住基カード関連条項（住民基本台帳法）の早急な見直しを求める。（自治体単位 全国一律 有効化する）」という、制度の抜本的な見直しを求めている。これは住基カードが全国で本人確認以外にも広く利用できるようにしてほしい、という意味のものと思われる。

そうだとすると、住基カードの発行責任者及び管理運用責任者をだれにするかという問題とセットにして考えなければならない。住基カードを発行した自治体が全国どこでの利用についても責任を負うという仕組みにするのか、国が発行し国が責任を負うという仕組みにするのか、それ以外のどのような仕組みにするのかなど、市町村が住民基本台帳を管理することを主たる内容とする住民基本台帳法の範囲では対処し切れない問題がある。そうすると、法的には、住民基本台帳法に基づく住基ネットは否定するということにならざるを得なくなる。

（3）住基カードの多目的利用

住基ネットの存続を希望する中野市は、「住基ネットは、活用方法が無限にひろがる可能性がある。」とした上で、「本市では、住基カードの多目的利用について、先進地の利用方法の調査を行い、住基カードの利用を検討していく予定です。」とし、住基カードの普及に積極的に取り組む姿勢を示している。住基ネットの存続について「どちらともいえない」とする上田市も、「国、県において多くの自治体が安価で導入できる住基ネット、住基カードを利用したシステムの構築、提供をお願いしたい。」としている。住基ネットの存続について「どちらともいえない」とする御代田町も、「今後、利用範囲が拡大されれば、住民にとって、より利用しやすいものになると考えられる。」としている。

しかし、中野市が指摘する「住基ネットは、活用方法が無限にひろがる可能性がある。」という点は、その現実性とはもかくとして、是とする考え方と非とする考え方で分かれる。

すなわち、住基ネットは本来、本人確認の手段であるから、その活用方法が無限に広がるということは、これまで厳密な本人確認をしなくて構わなかった分野についても本人確認を求めてゆくことになるということである。しかも、この本人確認は住民票コードという共通番号によって行われるから、後々でもデータマッチングが極めて容易な状態になっている。このような状態を是とするならば、中野市の指摘する「可能性」は望ましいことであり、非とするならば望ましいことではない。正反対の結論になるだけに慎重な検討が必要である。

仮に、このような方向に進むとした場合、利用拡大に伴う経費の増大を考えなければならない。経費の増大に見合うメリットがあるかどうかを、各自治体の実情に即して判断しなければならない。

また、そもそも住基カードは住民基本台帳に登録されている個人に交付されるものであるため、外国籍の住民や企業は交付対象にならない。この点をどう考えるかをはっきりさせておく必要がある。住基カードの利便性を高めることによって住民サービスを高める、住基カードの普及率を高めるために住基カードを所持しない者について制度上の差別を設けるということは、同時に、外国籍の住民や企業に対するサービスを低下させることになる。さまざまな国籍の人々との共存が日常化し、かつ、今後もさらに進むことが十分に予想される時代に、市町村が住民の国籍によって行政サービスの差別化を拡大するという政策を採用することは問題だと考えるか、住基ネットの費用対効果のバランスをよくするためにはやむを得ないと考えるか。行政サービスの差別拡大を否定するのだとすれば、自治体は住基カード以外に独自カードを作って国籍を問わず住民だれにも発行するようにすればよい。

住基ネットの存続について「どちらともいえない」とする飯島町は、「住民というか万人向けのサービスの充実化、使い勝手の良さの向上を切望します。」という意見を書いているが、「万人向けのサービス」ということからすると、住民基本台帳法上の住基ネットでは対応できない。

(4) 公的個人認証サービスとの関係

飯山市は、「住基ネットは公的個人認証サービスの基盤であり、インターネットを經由した行政手続きの個人申請には欠くことのできないシステムであることは、理解している」が、オンライン申請の方法が難解なので利用が進んでいないのではないかと。また、利用できるサービスが少ないことが問題だとしている。阿南町も「住基ネット、公的個人認証をもっとPRすべきでは。」と提案している。

しかし、公的個人認証サービスを根拠づける「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」は平成14年12月に成立した法律である。住基ネットが法制化された平成11年8月の3年後であることからわかるように、まず、住基ネットの法制度化が決まり、かつ、平成14年8月から第一次稼働を開始した後に、利用法がほとんど白紙状態

のままになっていた住基ネットを電子申請手続に利用できないかということで制度化されたものである。

行政手続は、人々が日常的に行っている私的手続と異なり、個人の法的な権利義務の有無内容を大きく左右することがあるだけに、慎重に行われる必要があるものが多い。簡単な手続でできるということは不正行為が行われやすくなることを意味する。特に電子証明書の発行に際しての本人確認を極めて厳密にしておかないと、役所に出向かず役所の職員と対面しないで様々な行政手続ができるという利便性は、なりすましによる様々な問題を起こすことになりかねない。

住基ネットを組み入れた公的個人認証サービスの向上させることは、(3)で指摘した外国籍住民に対するサービスとの落差を自治体が積極的に拡大することをよしとする合理的根拠を用意しておく必要がある。

(5) 費用の負担

住基ネットの存続を「希望する」阿南町は、「機器の入れ替えは国の責任で行うべきだと思います。」と書いている。「希望しない」小海町は、「住基ネットに関する費用が大きく、国の補助が望まれる。」と書いている。

阿南町が指摘する「機器の入れ替え」問題は、市町村が住基ネット関連機器を導入して5年が経過することから、これらの機器について更新時期が来ており、その費用負担が財政状態の悪い自治体にとっては極めて重い負担になっているということである。阿南町の指摘は、これを国の負担で対応してほしいという趣旨だと思われる。

しかし、住基ネットの管理運用が自治事務として行われるものである以上、機器の導入を含めてその費用負担を国が行うということは、住民基本台帳法に基づく住基ネットについては無理である。地方交付税による対応がなされて来たのはそのためである。

住基ネットの存続について「どちらともいえない」とする朝日村も費用問題に苦しんでおり、「普通交付税で若干交付されているようですが、もう少し交付されるように考えていただきたい。」という意見を書いており、解決の糸口を地方交付税の交付額の増額を求めているが、現実問題として住基ネット関連事務を理由とする地方交付税が大幅に増額されることを期待することは難しい。また、そもそも、地方交付税の用途については、地方交付税法で「国は、交付税の交付に当たっては、地方自治の本旨を尊重し、条件をつけ、又はその用途を制限してはならない。」(第3条第2項)という原則を定めており、本来、国が決めるものではなく、各自治体が自分の判断で決めるものであるから、用途を国が決めて交付するという手法自体が、地方交付税法の原則に反するという問題がある。

住基ネットの存続を「希望しない」野沢温泉村は、「小さな自治体では、職員がどんどん減らされ、職員が多方面にわたり、同時に仕事をしなければならない現状であり、正直なところ、住基ネットどころではないです。住基ネットにかかる経費分、職員が増えた方がどれ程仕事が楽になるかと思えます。」と書いている。確かに、住基ネットは法律上使い道

が限定されている上に、市町村に負担がかかるばかりで、市町村、特に町村や住民にとってのメリットはほとんどないことからすると、様々な目的のために臨機応変に使える人＝職員を増やした方が市町村や住民にとって遥かにメリットが大きいと言える。

佐久穂町は、住基ネットの存続の希望については「わからない」と回答しているが、「稼働以来、市町村は機器維持のための経費や、多くの時間を注ぎ込んできましたが、それに見合ったメリットを感じられずにいます。今後、多方面にわたり、有効に使えるものを期待するばかりです。しかし、そのために町村がこれ以上、経費的な負担をするのは“だれのためのシステムか”を納得しないうちはできないことと思います。」と書いており、費用負担面で住基ネットを維持することが限界に来ているようである。

(6) 国・県への要望

今回の調査は、県の本人確認情報保護審議会で行っていることから、県に対する要望がいくつもあった。また、国に対する要望も強かった。

下諏訪町は、他の都道府県と同じように旅券申請時に住民票が不要になるよう県に求めているが、申請者の申請頻度(10年に1度)、住民票を不要にしても戸籍謄本は必要となること、県の事務作業量が増える(住民票を他の書類と一緒に提出されれば簡単に確認ができるが、住基ネットで検索しなければならぬとなると、県庁内の住基ネットの端末まで出向いて確認しなければならぬ。)ことなどからすると、住民にとっても県にとっても大きなメリットがあるとは言えない。町は住民票発行手数料の収入を失う。

松本市が求めている「住基カード関連条項(住民基本台帳法)の早急な見直し」は住民基本台帳法の改正ないし新法の成立が必要となるものであり、国に対する要望と言えよう。

岡谷市は、国と県に対して、「多くの自治体が安価で導入できる住基ネット、住基カードを利用したシステムの構築、提供をお願いしたい。」としているが、市町村が費用と責任を負う仕組みになっていることからすると、各市町村の実情を知らない国や県にこのような部分を決めてもらい、市町村がこれに従うということでのよいのだろうか。

飯山市は、県に対して「利用できるサービスもまだ少ないので、国に対して、こうした点の改善への働きかけを今後も継続して行っていただきたい。」としているのも、上記と同じ問題を孕んでいる。

松川村は、「住基ネットがもっと広く周知され、利用されるよう、国、又は県で広報に力を入れてほしい。(小さな自治体では難しい)」という要望を挙げているが、住基ネットには広報によって解決できない問題が多すぎる。

住基ネットの存続を「希望しない」麻績村の、「国レベルで必要という理由付けを前面に出していただきたいと思う。」という意見は、住基ネットを続けるのであれば、住基法に基づく市町村の自治事務としてではなく、国の行政事務として国の費用と責任において行ってほしいという意向を示しているものと思われる。

．各委員の所感

1．清水勉会長

日本の自治体行政の現場は無責任な国政に翻弄されている面がある。住基ネットはまさにその典型である。今回のアンケート結果をみて、改めてそのことを実感した。

自治体行政は公共政策として行われるものであるから、「儲かる」「儲からない」という意味での費用対効果は基本的に問題にならない。同じ費用でより質の高い住民サービスができる、費用はかかるが、これまでより遥かに事務は効率化される、住民サービスも明らかによくなる、これまでできなかった住民からのニーズの高いサービスができるようになる、などが、公共政策における費用対効果のバランスである。

第一次稼働から３年半たった住基ネットにはこのような傾向がまったく見られない。「国家試験などに住民票を添付しなくて済むようになった」「住民票を全国どこの自治体からとることもできるようになった」「役所に行かなくても転出手続きができる」などが、住民にとってのメリットとして挙げられるが、これらのサービスを強く実感する人々がはたしてどれだけいるだろうか。どんなに控えめにみても、どこの自治体にも相当数の住民が存在するとはとても言えない。市町村にとっても、住基ネットにより事務の効率化が著しく進み、職員の業務の軽減化、さらには職員の削減に大いに役立つとしているというところは皆無である。

「まだ、３年半しか経っていない。これからの展開こそが重要だ」と言えるだろうか。これも難しい。住基ネットは全国の市町村が求めて作ったものだ、というのが総務省の説明である。住民基本台帳法の改正として作ったということは、これに対応している。それが事実なら、市町村の住基ネットに関するイノベーションはかなり高いはずである。すべてとは言わないまでも、全国の多くの市町村が費用対効果のバランスの問題を難なく解決し、住基ネットによる行政事務の効率化を著しく進めてきているはずである。しかし、現実にはそのような自治体はひとつもない。総務省の上記説明は虚偽としか思えない。

他方、国の行政機関等はすべての行政事務において国民の本人確認を地方自治情報センターへの確認として行うことができるようになったというものの、実際にはまだ一部の事務においてしか実行されていない。これは国の行政機関等においてさえ、利便性に疑問を抱いているということである。また、住基ネットによってどれほどのコスト削減ができたのか、どれほどの官僚の人員削減ができたかは不明である。

公的個人認証制度を住基ネットに連動させることで住基ネットの利用場を増やそうとしたが、実際にはほとんど利用されていない。もともと「公的個人認証」という制度を必要とする社会的背景はないし、期待もないからである。

住民基本台帳法の住基ネットは、法の仕組み、管理能力のある職員の確保、機器購入・維持管理費用などの面で明らかに無理がある。

住基ネットの今後進むべき方向は、各市町村の能力と必要に応じたものに変えてゆくか、国がすべての責任を負うものに変えてゆくかしかないのではないだろうか。いずれも、現在の住民基本台帳法には納まり切れない問題である。

2. 関聯司委員

この調査結果からは、住基ネットの整備により行政事務の効率化や行政サービスの向上がそれほど進んでいないにもかかわらず、費用負担やセキュリティ対策をはじめとする自治体における運用負担が大きいという状況が端的に表されており、その状況は、小規模な自治体ほど相対的に顕著になっているようである。費用対効果について「適正なバランスを欠いている」と認識している自治体が多数あるにもかかわらず、効率化を高めるための取り組みをしていない自治体がほとんどであるという状況は、行政の仕組みとしての住基ネットを適正に維持・向上させていこうというモチベーションが低いことを意味していると思われる。そのような状況において、個人情報保護のための一つの重要な要素となるセキュリティの確保についても、どこまでその実効性の担保を自治体に期待できるのか疑問を持たざるを得ない。

セキュリティ対策は、ネットワークシステムが備えるべき技術的対策及び物理的対策、運用する組織主体や実際に使用する職員が備えるべき組織的対策や人的対策といった複数の要素が有機的に関係し、それぞれが良い状態で連携してセキュアな環境を作り出すものである。住基ネットに接続される自治体側LANのセキュリティも含めたネットワークセキュリティ、執務スペースやサーバールームなどの環境、セキュリティポリシーや個人情報保護関連規則、職員の業務手順やモラル維持など住基ネットに関係するセキュリティ要素の一つ一つが適切に実現されていてはじめて満足できる状態であるといえる。そのためには、自治体において、これらのそれぞれの要素が実施計画され・整備され・実行され・定期的及び随時に見直しされることが必要であるが、別途調査した自治体担当者からの聞き取り結果からは組織的な対応ではなく担当者任せという傾向が伺われる。住基ネット運営のモチベーションの低さと相まってセキュリティ対策がマイナスイメージの「負担」と捉えられていることも両調査から伺われるので、利用促進策とともに「負担」を緩和してセキュリティ対策を促進する施策が必要とされる。

住基ネットのような多数の組織主体が接続され相互に情報を利用するネットワークシステムでは、すべての組織主体において一定レベル以上のセキュリティが担保されていることが、ネットワークシステム全体についてのセキュリティを左右する。個々の自治体（特に小規模な自治体）がこれらを適切に実施するには予算不足・人手不足・ノウハウ不足であることが多い。セキュリティの分野は、多くの方式や製品が存在しており、また新しい脅威やその対処に対する考え方も次々出てくるので、妥当なコストの範囲でどのようなシステムを導入してどのように運用すべきか、適切に判断することは簡単ではない。これは確かに自治体にとって「負担」であると考えられるので、自治体がセキュリティ対策を進めるための支援をする横断的な仕組みを構築することが必要であり、それは、例えば、自治体担当者にセキュリティ対策に関する適時の情報提供や教育をする仕組みや、複数自治体でセキュリティ機器やセキュリティ技術者をシェアして安価なサービスとして利用でき

る仕組みなどが考えられる。これらの具体的な実現には、難しい課題も含まれるが検討すべきではないかと考えられる。

3. 御手洗大祐委員

本調査結果を閲覧した結果として、個人的に特筆すべき点は次に集約される。

- (1) サービス提供者・利用者の両方にとって、住基ネット自体が効果的なものであるとの認識が少ないと感じている自治体が半数近く存在する（効果的であると考える自治体も一方で半数近く存在する）
- (2) 住基ネット自体の費用対効果に半数以上の自治体が疑問を抱いている
- (3) (2)のような状況に自治体がある一方、9割に近い自治体はその状況を是正するための方策を採っていない

住基ネットの効果に対する自治体の所感は評価が分かれていることもあり、また定量的な分析がなされていると考えにくく、担当者の主観によるところが大きいと思われることもあるためともかくとしても、これらの特筆すべき点から特に問題視されるのは、費用対効果に関しては大半の自治体が「適切なバランス状態を欠いている」と回答している一方で、適切なバランス状態にない問題と思われる状況が、解決の方向に向かっていないと思われる点である。

個人情報的大量に取り扱われる住基ネットにおいては、セキュリティの維持を含めて、システムの運用にそれなりに費用がかかることは自明である。ましてや住基ネットは全都道府県に渡る住民の個人情報を取り扱うシステムであり、取り扱う各自治体の窓口においても個人情報漏洩の際のリスクは高いものになる。現在の構成を基礎に考えれば、リスクに応じた十分に高いセキュリティ対策が各自治体に必要にならざるを得ない。

さらに現在の住基ネットの構成では、小規模自治体ほどこのコスト負担が重いものにならざるを得ないことが1つの問題だと言える。実際に、アンケートでも小規模自治体ほどより住基ネットに関する厳しい実情を伝えるところが多い。こうした自治体では財政状況によっては住基ネットに対する十分な投資が難しくなる可能性も考えられる。

自治体の住基ネットに対するこうしたコスト負担の大きさにも関わらず、過半数に満たない数の自治体からしか「住基ネットによる業務効率化の効果があった」という声が聞かれない点が、そもそも問題であると考えられる。住基ネットが自治事務である以上は、各自治体が責任を持って今後の住基ネットの運用に対するスタンスを明確にしていく必要があるだろう。

一方で、国家財政が厳しく、税金の引き上げまでが様々なメディアで報道される中、より費用対効果の高い行政を目指し、ITを行政に活用していくことは、国家戦略の中でもまとめられているとおり重要な課題であると考えられる。しかしその戦略の実現にあっては、常に目に見える形でその費用対効果を検証していきながら行っていくべきであるが、少なくとも現状では今回のアンケートに見られるとおり、基礎自治体からその費用対効果につい

て厳しい意見が寄せられている状況を重く考える必要があると思われる。

前述のとおり、自治体に対してバランスの悪い形でコスト負担を強いることになる全国的なネットワークの運営について、本当に自治事務として行っていくべきものなのかどうか、さらに本当に現在このシステムが必要なのかどうかという点も含めて再考していくべきである。またその際には、発展の早い IT 技術の革新にも目を配り、常により費用対効果の高いサービスやシステム構成が実現できるかもしれないという可能性にも目を配るべきだろう。

4 . 坂本衛委員

今回のアンケート調査は、住基ネットの問題点を、実務を担当する自治体からの声として、たいへんわかりやすく指摘している。この点で全国にも例がない調査結果であり、この国で住基ネットを議論するとき欠かせない資料になると信じる。この種の調査は、本来であれば住基ネットを推進する国・総務省が、自らの政策がどの程度実効を上げているか検証するために当然行うべきだが、まったく行われていない。そんな国・総務省の怠慢を全体として浮き彫りにした調査であるともいえよう。

全県の自治体のほとんどが名前を出し、細目まで丁寧に回答した結果は、現在の住基ネットがたいして役に立っていないという散々な結果、どうしようもない結果であった。

たとえば、行政事務の効率化については、否定的な自治体が12%、どちらとも言えないという自治体が45%、合わせて6割近い自治体が、マイナス評価またはゼロ評価である。財政難の折から、そのような評価しか得られないシステムに日本全国で一千億円単位のコストをかけているわけだから、現時点で住基ネットが成功とは到底いえない。

とりわけ市よりは町、町よりは村という順序で、小規模な自治体ほど、住基ネットの効果が小さいにもかかわらず、資金的・人的な負担が過剰であることが、調査結果から一目瞭然である。規模の大小や、それにとまなう実情の違いを無視して、全国すべての自治体に同じシステムを一律に押しつけるという国・総務省のやり方に、大きな無理があることがわかる。その結果、小さな自治体になればなるほど、住基ネットがとんでもないお荷物と化しており、手のつけようがない悲惨な現状となっている。

また、費用対効果の点でまともなバランス状態にあるとする自治体はわずか2%で、バランスを欠いている、またはどちらともいえない(わからない)とする自治体が9割であるから、住基ネットはおカネの面でも極めて問題が大きいと自治体にとらえていることははっきりした。有効な対策が打ち出されていない以上、このアンバランスは、時間の経過とともに大きくなっていくと考えなければならない。

一言でいえば住基ネットは、かつての土木・建設インフラに代わる情報インフラの一つだが、あまり役に立たず採算も取れず借金だけが拡大していく点で、無駄な道路や橋の類と変わることがない、新しい「情報箱モノ」と化している。現在の住基ネットのあり方は、住民にとっても行政にとっても望ましくないから、軌道修正が必要である。

今回のアンケート調査が、そのように考える手がかりを全国各県に先駆けて提供したことは、極めて意義深いことといえるだろう。

住基ネットスタート直後の2002年秋に、私は「住基ネットの最大の問題点は、導入の狙いがよくわからず、あまり役に立ちそうもないことでしょう。住民票コードや氏名など六つの情報を使うだけですから、これまでもよくある他人の住民票を取って本人になりすますような行為を防止できるわけではありません。自分が住んでいない自治体で住民票の写しを取る必要など、ふつうの人にはなく、住基ネットのメリットが全然ピンときま

せん」「そのシステムの構築コストが四〇〇億円、毎年の運用コストが二〇〇億円では、ハード至上の箱モノ行政の気配が濃厚です」(「潮」市民講座/2002年10月号)と書いたことがある。

今回のアンケート調査結果を見る限り、右の懸念は明らかに現実のものとなってしまったようである。

続けて私は、「住基ネットが現在のままなら、あまり役にも立たない代わり、コストが無駄という以外、そう心配なことはありません。住基ネットは、ちょっと調べればわかるような情報しか参照できないからです。」「しかし、この住基ネットは、納税者番号や運転免許証番号などを追加し蓄積する情報を増やしていけば、簡単に「国民総背番号制度」に衣替えできます。いまは、やらないことになっていますが、国民的な合意があればいつでも移行できるシステムが作られたわけです。来年始まる住基カードも、どんな情報を入れるか決めないまま、新聞紙一面分の文字情報が入る入れ物だけを先に作るという政策です。」

「ここ数年の官庁の不祥事を見れば、政府や官僚のやり方にすべてまかせよというほうが無理。住基ネットの運用のされ方を、注意深く監視する必要があります」とも書いた。

これまでのように、多くの自治体が住基ネットの問題に目をつぶり、マスメディアによるチェック機能も働かないのであれば、当委員会は今後も住基ネットの運用について注意深く監視していく必要があるだろうと、私は考えている。

最後になったが、忙しいなかアンケートに快く回答を寄せてくださった自治体各位、集計その他の労を取ってくださった県スタッフに感謝の意を表して、所感を終わりたい。

5 . 片桐雅彦委員

今回の調査は、住基ネットが平成14年8月5日稼働されて以後約3年半が経過する中、自治体担当者を対象に実施したものであり、住基ネットに関わる者はこの調査結果に含まれた自治体の現場感覚を重く受け止めなければならないと考える。

住基ネットに限らず、住民生活に関連する行政サービスは、戸籍、生活保護、介護保険、保育所等児童保護、義務教育などその多くが地方公共団体によって提供されているが、その制度については一部の地方公共団体独自の制度を除けば、国において一元的に法律や制度が決められているものである。本来、これらの制度は、まずは自治体の意見を第一として住民のニーズを押し量り、その将来像をきちんと見定め、国民への説明責任をしっかりと果たした上で、導入すべきものである。

しかし、最近では、介護保険や各種福祉制度など、自治の現場における住民の声と国が進めようとしている地方政策にズレが生じていると感じるものが多い。自治事務としての住基ネットもそのひとつとして位置づけられるものになるだろう。

今回の自治体アンケート調査結果では、行政事務の効率化及び住民の利便性の向上について前向きな評価は表面的にも全体として少なく、費用対効果を鑑みると6割以上の自治体が「住基ネットを必要としていない」と実感していることがわかった。

更に、平成16年度住民基本台帳年報によれば、

- ・長野県の全住民票の交付に対する住基ネット広域交付件数の割合は僅か0.08%。
- ・住基カードを利用した付記転出届は長野県全体でたったの8件で、0.01%。

住基カードの交付枚数にいたっては、住基カードの交付がスタートした2次稼働以後2年半が経過する現在においても、わずか住民基本台帳人口の0.86%（平成18年3月31日現在：長野県）にすぎない。

数字の上からは、住民からそっぽを向かれてしまったシステムであるといえるとともに、今回のアンケート調査で示された自治体職員の実感を裏付けるものでもある。

また、「住所証明である住民票の広域交付は、ニーズが少ない」「付記転入転出届は、却って不便である」「住基カードは、利用価値がほとんど無い」など、これらの事実は現場担当者が制度導入当初より指摘していたことであり、国主導の住基ネットが現場の実態といかにズレているかを示している。

住民基本台帳事務としての住基ネットの意義は今後も高まることは無いだろう。だとすれば、住基ネットの意義は、電子政府や電子自治体の実現に向けた公的個人認証サービスの基盤として必要不可欠なものであるという論理になってくるのかもしれない。

長野県内においても、一部の自治体では住基カードを活用した自治体独自の行政サービスの提供に取り組みされており、そうした先発自治体の取組は、今後国民生活を支えるIT社会の実現に向け評価されるべき努力であると認識している。

しかし、それは住基ネットである必要があるだろうか。国民が真に求めるIT社会の将

来像を考える時、住基ネットを基盤とした電子自治体の実現とは住民にとって具体的にどのようなものになるのかについて、生活者の視点に一番近い自治体はこれをしっかりと見極めていく責任があるだろう。

費用対効果という視点からITによる利便性の向上とプライバシー保護とのバランスを考えてみると、住基ネットのように全国民を対象にしたネットワークシステムの場合、万全なセキュリティ対策に多額の経費や時間を要することになるから、これを運用する場合には住基ネットが国民にとって「真に必要なサービスである」ということが大前提になる。

しかし、自治体職員の現場感覚（今回調査結果）や住民の声（利用実績）を聞くかぎり、住基ネットが住民にとって真に必要な行政サービスであるとは到底思えない。

．総括

住基ネットの第一次稼働開始から3年半あまりが経過し、住基ネットの話題はマスコミにほとんど取り上げられることもなければ、多くの住民に利用されることもなく、住民間の話題にのぼることもなくなった。しかし、全国の市町村で住基ネットは現在もなお存在し稼働し続け、多額の管理運用費が投入され続けている。

今回のアンケートの回答内容からは、総じて、すべての市町村の現場が住基ネットの存在に苦悩している印象を受ける。それでも、市町村は住基ネットを稼働させ続けている。法律で定められていることだから、法執行機関として淡々と作業しているだけ、ということなのだろうか。

市町村の回答の中には、「住基ネットはだれのためのネットワークなのか」という疑問を呈しているものがあつた。「自治体のため」「住民のため」と明確に答えられるだけの具体的な現実があれば、このような疑問は生じない。しかし、そのような現実はどここの市町村にもない。「だれのために」という疑問は、ひとつの自治体だけの疑問ではない。すべての市町村の疑問と言ってもよいだろう。住基ネットをめぐる市町村の置かれている事態はきわめて深刻である。

住基ネットの存続を希望すると回答した自治体でさえ、費用対効果のバランス状態にあるところはひとつもない。アンバランス状態を解消するための積極的な努力をしている自治体もほとんどない。改善の努力はしていないが、住基ネットの存続は希望する、というのは理解が困難である。

法律の理解にも混乱がある。アンケートの回答内容からすると、多くの市町村が、住基ネットの費用対効果のアンバランスの打開を県や国に求めようとしている。県や国の処理すべき事務を市町村が替わって処理しているということであるならば、正当な求めである。

しかし、住基ネットは住民基本台帳の管理業務という市町村の自治事務の一環として法制度化されたものであるから、法律上の要求として県や国に打開策ないし救済策を求めることはできない。市町村が県や国に財政負担や法的責任を負わせることを意図ないし希望するならば、それはもはや住民基本台帳法上の住基ネットではない。住基ネット法制度の廃止と新たなネットワークシステムの法制度化を求めることにほかならない。

現行法上の住基ネットを前提とするかぎり、市町村は自分の力で解決するか、他の市町村と協力しあって解決するか、そのいずれかしかない。それで解決できる問題もあるかもしれないが、すべて解決できるわけではないだろう。何の解決もできない市町村も少なくないであろう。

本審議会では、アンケート調査にご協力いただいた市町村のために、何をなすべきか何ができるかを検討し提案して行きたい。そのために市町村には更なる調査依頼や意見交換などを求めることがあると思われるが、その際にはぜひご協力いただきたい。